

平成15年12月10日

1. 出席議員

1 番	徳 村 博 紀	12 番	岩 吉 泰 彦
2 番	伊 東 茂	13 番	井 手 常 道
3 番	福 井 正	14 番	青 木 幸 平
4 番	水 頭 喜 弘	15 番	中 村 清
5 番	橋 爪 敏	16 番	谷 口 良 隆
6 番	山 口 瑞 枝	17 番	中 島 邦 保
7 番	中 村 雄 一 郎	18 番	吉 田 正 明
8 番	橋 川 宏 彰	19 番	谷 川 清 太
9 番	森 田 峰 敏	20 番	松 尾 征 子
10 番	北 原 慎 也	21 番	中 西 裕 司
11 番	寺 山 富 子	22 番	小 池 幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	坂 本 博 昭
局 長 補 佐	坂 本 芳 正
管 理 係 長	迎 英 昭

平成15年12月10日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1

一般質問（通告順による）

平成15年鹿島市議会12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	20 松 尾 征 子	1.鹿島・藤津地区衛生施設組合について （なぜ国の基準より低い基準をさだめその上改ざんまでしなくてはならなかったのか。）
2	3 福 井 正	鹿島市の活性化の方策を探求する 1.商店街の活性化について ① TMOを活用した街づくり TMO組織の活性化策としてのタウンマネージャーの活用について TMOでの計画の街の茶屋構想について 2. 207号バイパス開通による環境・経済に与える影響について 3.コミュニティバスなど市内交通体系の研究について 4.エコツーリズムへの取り組みについて 農家での民泊や農業漁業体験の取り組みについて 5.伝統家屋のクド造り保存について
3	1 徳 村 博 紀	1.防犯対策について 小学生、中学生（特に女子中学生）の安全性 2.小児科医療について 小児科医の減少による当市の対策 3. 現住所と行政区分について

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程はお手元の日程表どおり、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、20番議員松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。通告に従いまして質問いたします。

し尿処理場の件で通告いたしておりますが、その前に一言言わせていただきたいと思えます。

皆さん方既に御承知のように、小泉内閣がイラクに自衛隊を派兵する基本計画を決めました。計画は、人道復興支援とともに安全確保支援として米英占領軍への支援活動も明記し、自衛隊が無反動砲や対戦車弾など装備するとしております。米英の占領支配に加担し、自衛隊が武力を行使する事態を想定したものです。イラクでは米軍などへの憎悪が広がり、泥沼の戦争になっています。その根本にあるのは、米英の戦争が侵略戦争であり、占領支配に正当性がないことです。イラクに自衛隊が出ていけば、復興人道支援どころか、泥沼の戦争を深刻にするだけです。自衛隊も占領軍の一部とみなされ、攻撃の対象になることが避けられません。イラク南部の民主運動指導者も8日東京で記者会見をし、イラク人は米国とその協力者への攻撃をテロではなく、抵抗と認識しているとし、自衛隊派兵を米国の占領統治に協力する形になるので、やめた方がいいと明確に警告をしたと言われております。自衛隊が無反動砲や対戦車弾などの重装備をする必要があるのも米軍と同様に、ロケット砲や大量の爆発物を積んだ車両などで攻撃される可能性を否定できないからではないでしょうか。自衛隊という軍事力で応戦すれば、文字どおり海外で武力を行使することになります。

イラク特措法は活動を非戦闘地域とするとともに、武器の使用を身体、生命の防衛のためやむを得ない場合、つまり正当防衛に限定し、戦闘になることが予想される場合は活動を一時休止し、避難すると明記しております。防衛庁長官も戦闘行為が予測されるなら任務を休止して、危険を回避すると答弁しました。イラク派兵は、そのイラク特措法さえ逸脱するものであり、根本的に憲法と相入れないものなのです。憲法は武力による威嚇や武力の行使を厳格に禁止しており、政府も武力行使と一体になる活動は憲法上できないと答弁してきました。小泉首相は武力行使はしないと云いますが、米軍司令官も全土が戦争状態と言うイラクに自衛隊を派兵して、占領軍に合流すれば、武力行使を想定せざるを得ないのです。

小泉内閣はアメリカから逃げるな、お茶会への出席できないとまで一喝され、憲法も法律も踏み破ってイラク派兵の企てに突っ走り、ついに派兵計画の決定を強行するまでになりました。これは国民の意思を踏みにじり、結局侵略戦争の惨禍に日本とアジアの諸国民を引きずり込んでいった戦前の歴史を繰り返すものです。

日本は今、まさに歴史の重大な岐路に立たされています。イラクの事態を打開するには、一日も早く米英主導の占領支配をやめ、国連中心の枠組みによる人道復興支援に切りかえ、その枠組みのもとでイラク国民に主権を返還し、米英軍を撤退させることが必要です。日本がなすべきは、そのための外交努力であり、国連主導の枠組みのもとでの非軍事の民生支援

であって、自衛隊派兵ではありません。イラク派兵は圧倒的多数の国民の意思にそむく歴史的暴挙です。

○議長（小池幸照君）

松尾議員に申し上げます。通告された分について質問してください。

○20番（松尾征子君）続

計画が決まっても、派兵はこれからです。力を尽くしてイラク派兵を制止しなくてはいけないと思います。このことについては議会でもぜひ皆さん方御理解いただいて、取り組んでいただきたいと思います。

本論に入っていきます。

さて、し尿処理場の問題ですが、8月、し尿処理施設において水質検査結果数値が改ざんされていたという新聞報道がなされました。この件につきましては、新聞報道直後に開かれた組合議会の定例議会で、組合長、つまり桑原市長から説明がなされました。その全文、議事録から拾ってみたいと思います。

「結果につきましては、大筋では新聞の報道にありましたとおりでありまして、虚偽報告の事実を確認したところであります。ところで、し尿処理場につきましては、関係する法律としては四つございますが、まず、1番目、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、2番目に水質汚濁防止法、3番目に大気汚染防止法、4番目にダイオキシン特別措置法がありますが、当該施設につきましては、施設の構造から廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びに水質汚濁防止法が主に該当するわけでありまして、まず廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規制される検査項目としては6項目ございます。水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数、塩素イオン濃度、これらの6項目がございまして、新聞報道にあります全窒素、全リンについては報告義務は課せられておりません。なお、法律に基づく検査につきましては、別途専門業者に委託して、毎月1回の検査を実施するとともに、そのまま保健所にも報告をいたしておりますが、いずれも法定基準内の数値であり、問題はないところであります。また、年に1回、保健所の立入検査がありますが、これにつきましても特に指摘は受けておりません。今回の新聞報道にあります全窒素、全リンにつきましては、水質汚濁防止法に定める検査項目、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、全窒素、全リンであります。これにつきましても検査の義務はありますが、報告の義務は課せられていないところであります。それでは、いずれの法律に照らし合わせても報告義務のない検査項目について、何ゆえに改ざんまでして報告しなければならないのかということになりますが、従来からの習慣として、先ほど申し上げました廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める法定6項目に加えて、全窒素、全リンについてもあわせて報告をいたしたもので、その際、当該施設の運転管理指標として別途水質基準を定めております、その指標に合わせたいという担当独自の判断があったようでございます。なお、今回の調査により

新施設操業以来、今日まで9回基準値を超えたときがありますが、いずれも薬品投入等の処置により、翌日には基準以内に回復いたしております。そのほか、法定基準値以内でありながら、処理場独自の水質基準を上回ったときが報道どおりあっております。念のため申し上げますが、日常、放流水については法定基準以上に、よりハードルを高くして当組合独自の管理指標を掲げ、それをクリアすべく毎日水質検査を実施し、チェックいたしております。念のため申し上げますが、時期的に、また投入時の内容物によっては、瞬間的といえども放流水について基準値をオーバーすることがあったわけでございます。いずれにいたしましても、事の事由はともかく、検査数値自体を改ざんすることが著しく行政の信用を失墜する行為であり、許されないことであります。改めて深く陳謝申し上げますとともに、今後、二度とこのようなことがないよう管理者みずからを含めての処分はもとより、組織的、構造的な問題に立ち入って、例えば、構成団体との職員の人事交流、あるいは派遣など、改善策を検討するとともに、一時的、瞬間的といえども基準値を超える放流水については問題であり、関係機関の御指導を仰ぎながら、施設の運転管理についても組合内部で十分検討をいたしたいと思っております。以上、皆様方の御理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、経過報告とさせていただきます。」

こういうことを議会の中で発言をしていらっしゃるわけです。そして、このことは広報「かしま」9月16日も同じような内容で鹿島・藤津地区衛生施設組合水質検査についてのおわびということで、組合長桑原允彦名で載せられております。ですから、この件については多くの市民の方もお読みになっていると思います。

さて、私はこの問題について議事録で再度読み返すうちに、いろいろと疑問が出てきました。また、広報「かしま」を読んだ市民の方からも何件か質問なり御意見が寄せられています。1番には、法的な基準があるにもかかわらず、なぜ組合内でさらに低い基準を決めなくてはならなかったかということです。組合長はこのことについては、当該施設の運転管理指標として別途水質基準を定めておりますということをおっしゃっています。そしてその指標に合わせたという担当独自の判断があったようでございますと発言をされておりますし、このことは市報の中にも書かれています。つまり、今回の出来事はすべて担当独自の判断で終わらせようとしてされていると思います。しかし、どうしても納得のいかないのは、なぜ担当者が独自の判断で指標に合わせていけなかったかということです。

ここでまず1回目の質問でお尋ねしますのは、まず一つ目、法的な基準があるのになぜ独自の低い基準を定めなくてはいけなかったかということ。二つ目に、独自の基準は組合長の指示のもとに決められたのかどうかということ。3番目、改ざんまでして指標に合わせたいとしたのは担当独自の判断ということだが、担当者に何のメリットがあるのか、担当者は複数なのか、個人的なのか、まずこのことをお尋ねして、1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

おはようございます。松尾議員の御質問、3点あったと思いますけれども、お答えをいたしたいと思います。

まず、第1点目、なぜ国の基準より低い基準を定めなければならなかったのかということですが、これは今度新しく施設組合の機械をするに当たって、膜処理の機械の性能ということで、その性能の数値を運転管理指標として定めたということですが、これは9月の議会のときにもお答えをいたしております。

それから、基準は組合長の指示かということですが、私が考えますには、そこまではわかりませんが、先ほど申しましたように、プラントの性能をそのまま基準として運転の管理に当たったということですが、ですから、指示ではなかったかと私も思っております。

それから、詳細については、施設組合の議会の方で行われると思っております。

担当者の件ですけれども、これは複数か単独かということですが、指示をしたものは単独でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまお答えいただきましたが、機械の性能がそうだからという、プラントの性能をそのまま基準としたということですが、私も処理場については、今回初めて処理場の議会にも入りましたし、これまで余りタッチしておりませんでしたので、十分わかりませんでしたけれども、この第1処理場が新しくつくられるに至ってからの議事録など読んでおられますと、この新しい機械というのは、実績というのがないということと言われておったのを読んだと思いますが、そういう中で、プラントの性能をそのまま基準としたということは、ちょっと私は納得いきませんが、その辺は、後についてまた質問したいと思います。

今申し上げましたように、私はこの改ざんの問題が起きましてから、平成8年8月8日の日にこの新しい施設の請負契約についての審議の議会がなされておりますので、それを読ませていただきました。8月2日に入札が行われ、日本鋼管株式会社九州支社が1,483,200千円で落札をしたことが報告され、議会の議決が求められていたわけです。当時の議事録を見ますと、15名の組合議員のうち、4名の議員が質問をされておりますが、どの議員も当初承認した40億円という金額よりはるかに格差があり過ぎるということ、また、日本鋼管にはほとんど過去に実績がないことによる不安な気持ちを述べていらっしゃいました。

例えば、その中から読んでみたいと思いますがね、「私が心配するのは、最初の概算額が

約40億円といった数字を初めは聞いていたわけですね。それに対して非常に落差が余りにも大きいわけですから、果たして大丈夫かなど。これは具体的な設備して、24時間 365日運転していかなければならんということで、果たしてこれで大丈夫かなど。特にうわさによりますと、日本鋼管というのは、ほとんど過去にこういった施設の経験が余りないこと、他社に比べてどれくらいあるかは聞いておりませんが、そういう点からしましても不安な気が増すんじゃないだろうかという気がいたします。」これは当時の処理場の議員の方がおっしゃっています。

それから、そういうのはほかにもあります。途中からですが、40億円だったから、それを比較して安過ぎるからよくできないというような受け取り方をするわけなんですけど、その中で統一の発注仕様書というものが、果たして私たちがいつも心配していましたところの経費が安く、しかも、周期補修ができて、放流水もやはり水質の安定化ができるような、高処理のできるプラントであるのかどうか、私たちは専門家でないわけですから、プロでなければわからないわけですし、しかし、議決機関の最終の責任として、今回新たにつくられるこのプラントは、果たして将来間違いのないプラントであったかどうか、この経過の内容から見て、私はその辺に若干の危惧をするわけです、とこういう発言もあっていますね。

それから、その分だけ読み上げますが、そういう中で、40億円と14億円の差を考えましたときに、本当にこれで安心できるものができるのかどうか全く心配な、今も心配をしておりますように、それぞれの議員の方たちがこの問題について非常にどうなのかなという疑問を投げかけられているわけですね。それに対して組合長、つまり市長ですが、例えば、一つの方に対する答弁ですが、高度処理のできるプラントなのかということですが、今回の入札の場合で言いますと、8社は同レベルだと思います。8社が入札したようですね。コンサルがそういうような総合的な評価をしておりますので、それを根拠で申し上げておりますけど、ただ、この8社全体、つまり今の日本の最先端の技術力がここに集まっているんじゃないかと思うんですね。処理の仕方としては、それではそういう意味では現在考える最高のプランだろうと、高度処理のできるプランだろうというふうに判断いたしますと、こういう答弁があっておるわけですね。本来ならばそういう実績があって、数的な裏づけがあって、こういうことだから絶対大丈夫ですよと、安全ですよと、皆さんが納得いくような形での答弁があってしかりだと思いますが、判断しますとか、そう思いますとかというような形でしか組合長自身も答えられなかったというような中から、この建設工事が出発しているんだと思います。

このように、出発のときから問題が指摘されていたわけですが、4年間これといって表立ったミスもこれまで指摘されてこなかったわけですが、操業時から今回改ざんされていたことが明らかになったわけです。このことを見ますと、やはり当初心配されたように、いろんな問題があったのではないかと思うのは、だれでも同じではないかと思います。1番は、機

械自体に十分な処理能力があったんだろうかということです。8月28日の議会のときですね、これは処理場議会で市長は、基準値をオーバーした原因は、投入量が多いからということではないようであると、内容物が問題であるという見解を持っていると、こういう答弁をなさっておりますが、内容物が特別違ったものが入るといようなことは、ある程度処理をする施設をつくる場合には、いろんなことが予想されながらつくられていくんじゃないかと思います。そういうことを考えられると思います。少しの内容物の違いでこのようなことが起きるといことは、機械そのものに十分な処理能力がないのではないかと考えるのは私だけでしょうか。さらに数値が高くなることにより、その数値を下げるために薬品を投入することになるわけですが、このことによって薬品の使用も多くなったのではないのでしょうか。薬品をより多く使わないと、十分な処理能力がないのではないかと疑問に思いましたので、私は薬品を使うのがどれぐらいが適量なのかというのは全く素人でわかりませんので、お隣の武雄市の処理場と比べさせてもらいました。

武雄の処理場については、皆さん方も御存じのように、大体同じ規模のものになっております。それで調べてみましたら、いろんなのが出てきたわけですが、武雄市は鹿島市より1年おくれて設置をされているわけですね。それで私は経過年数でちょっと比べてみました。鹿島市が11年度からですね。武雄市が12年度から始まっておりますので、鹿島市の2年目と武雄市の2年目、そして3年目を比べてみましたが、薬品の使用量、これは金額で12年度が鹿島市が約35,800千円使われております。それに対して武雄市は約23,000千円という金額が出ております。それだけでも12,000千円以上の違いがあります。大体規模が同じですので、幾らかの処理の方法、その他で違いが出てくるとは思いますが、これだけの違いが出ています。13年度、次の年度を比べてみましても、8,000千円ぐらい鹿島が多いという結果が出ております。そういうことを見ますと、薬品をより多く使わないと十分な処理能力がないのではないかと思います。どうもそうじゃないかなという私は疑問を持ったわけです。

さらに、し尿処理にかかわる支出もついでに比べてみました。大体私が調べてみましたのは、し尿処理にかかわる需用費、役務費、委託料、工事請負費などで比べてみましたが、この中で役務費と委託料、これはそれぞれ武雄と鹿島では役務費に上げたり、委託料に上げたりということで、それぞれ上げ方が違いますので、役務費と委託料を一緒に上げてみたんです。そういうことで上げてみますと、2年目については38,000千円ぐらい鹿島が多いと。それから3年目については16,000千円ぐらい鹿島が多いと、すべて多くなっています。さらに驚きましたのは、工事請負費というのが鹿島は非常に多くなっています。武雄なんかゼロという年度がありますね。14年度は武雄は工事請負費がゼロです。鹿島は33,133,590円というように、余りにもこの差が大きいということに私は気づきました。さらにもう一つありますね、需用費の中のそれぞれを調べてみましたが、その中で光熱水費が余りにも鹿島は大きいというのに気づきました。大体鹿島が37,000千円ぐらい年間使っております。武雄の場合は

20,000千円ちょっとという数字が出ております。こういうのを比べて、し尿処理に直接かかる分の合計を出してみますと、それぞれ2年目で比べてみますと、鹿島市が約1億円武雄より、処理に直接かかる分の経費としては多く出ているというのがわかりました。（「第1処理場」と呼ぶ者あり）一応第2処理は別です。第1処理場だけです。そういうことで、確かにいろんなやり方、方法、その他の違いは少しはあると思いますが、私は数的に調べて、余りにもこの差があることになぜだろうかなど、やっぱり疑問を持ちました。ですから、例えば、ほかのいろんなものもありますが、1億円少ないとすれば、今1市3町でやっておりますから、単純に計算すると、25,000千円ずつお互いが余分に出さなくていいとなりますと、この財源非常に大変な中で私たちの要求がわずか何百万円のものでさえ削られていく中で、本当にこういうところでは思わぬお金が余分に使われているんじゃないかなという、私は非常に大きな疑問を持ったわけです。

そういう問題が一つ一つ数的に見て私は感じたわけですが、このことは何だろうかなど私は思いました。私なりに判断をしたわけですが、当初余りにも安いために大丈夫かという関係者の声があったために、処理が不十分であれば、やっぱりそうだったんじゃないかというようなことが出てくると思うんですよね。だから、何としてもデータを低く抑えなくてはいけないということがあったんじゃないかなと、私はそういう疑問を持ちました。

さらに、改ざんされたのは、報告義務のないもので業者に頼んでいる法律に基づくものは基準内の数値で問題がないと報告をされておりましたが、私は本当に先ほど申しましたように、処理場については全く無知でしたので、数日前処理場、大体の過程を見に行ってきたわけですが、本当にお恥ずかしいんですが、専門家に頼んでるのは、機械なんかに入れ込まれて、そしてちゃんとした基準を出されているのかなと、データを出されているのかなあと思いましたら、義務づけられていない施設独自でやっているのと同じような形でデータを出すという仕事が行なわれているということを私は知ったわけですが、こういうことを考えておきますと、すべて人の手で行われているわけですから、法に基づく検査についても本当に大丈夫なんだろうかなと私は思いました。出されるデータが正しいんだと言われれば、そうですかと信じるしかないわけですが、今回の出来事で、私たちは何を信じて取り組めばいいのかなと非常に不安になりました。そして、ただ単にこれが書類上の過ち、また改ざんということで、その書類を訂正すれば何とかなるという問題じゃなくて、もしこのデータの改ざんがずうっと続けられて、流されていく処理されたものが悪いということになれば、市内の環境にも大きく影響していくわけですね。

今鹿島市の非常な問題になっている一つに、有明海の漁民の人たちの問題があります。これについては、諫早湾干拓の問題で有明海がこういう状態になったということもありますが、それに含めて、いろんな問題が合算して、有明海がこんなに悪くなったというようなことも言われておりますが、こういうことを考えていきますと、鹿島市の処理場の影響だって多か

れ少なかれあつたんじゃないかなというような、そういう心配をしてしまうわけです。だから、私はこういうことについてもう少し調べてみなくちゃいけないなと思ったわけですが、もう一点ですね、この改ざんをなぜしなくちゃいけなかったのか、いろんな面から考えてみたいんですが、日本鋼管、つまり業者との関係です。

8月28日の処理場議会で寺山議員がこのような発言をされております。ちょっとその部分を少しですが、こんなことをおっしゃっています。「日本鋼管のいろんな意味で宣伝費も兼ねたことも含まれているという説明がそのときあつたんじゃないかと思いますが」という発言を聞きました。寺山議員は前からの処理場の議員でしたからね、いろんなことを聞かれていますと思いますが、つまり日本鋼管がこれまで処理場建設において全く実績がないので、鹿島市に建設をして、これを宣伝に使うために安く請け負ったと。しかし、建設をしたというだけでは生きた宣伝にはならないと思うんですよね。ここで建設をして、その後の処理場で、その結果がどうであるかということがくっついていってこそ、本当に宣伝としての効果があると思うわけですね。

ですから、こんなにも安く建設した処理場でも、こんなに処理がよくできていますよと、つまり検査数値が低く出てこそ、本来の宣伝効果があると私は思います。決められた基準を大幅に下回る水質基準を示すこと、そのことが大きな宣伝力にもなると思うわけですね。私はこの二つのことを考えました。もう一度そのことについて言いたいと思いますが、まず第1には、余りにも安くしたために能力は大丈夫かと心配されていたので、悪い結果が出るのを恐れて、特に地元や団体等の覚書の問題もあると思いますが、基準を低く抑え、さらに改ざんまでするという、そういう行動をとったのではないかということ、もう一点は実績のない業者、つまり日本鋼管が宣伝のために安く抑え、さらに業者の宣伝効果を現実のものにするためにデータをなるべく低く示したいとするためではなかったのかということですね。こういうことはだれしも考えるんじゃないかと思いますがね。私はそう思いました。

組合長は運転管理指標として別途水質基準を定め、指標に合わせたという担当独自の判断があつたのだと発言をされておりますが、担当職員がそんなことをして何のメリットがあるかということですね。独自でそういうことをして、もしものときは職員としての職を失う危険さえあるわけですが、そういうことまで犯して職員がやる価値があるのかと、私はそう思いました。このことについて、これはあくまでも私の考えですが、市長はどうお考えなのか、市長が直接答弁をしていただきたいと思えます。

それから、市長は今回のことを担当独自の判断であつたと発言をされました。このことについて、担当者がそういう判断をしたということですが、直接データをとる人がデータをとった後は、それを担当職員なり、またその後は上司に報告をするわけですが、それらについては上司が認めるという判こを押すと思います。そしてさらに報告義務はないにしろ、それを保健所に報告をされてきたわけですが、保健所などに提出をするときには、私はその書類

を見ておりませんが、公文書ですので、組合長の公印が打たれると思いますが、もしそのことをされているとするならば、ここにまた大きな問題が発生してくると思いますが、これに関してはどういう手順で報告がされてきたのか、この辺組合議会の方いらっしゃいませんから、その手順はおわかりにならないかも知れませんが、大体どういう官庁であっても、文書の流れというのはそういう形で流されていくと思いますので、その点についてはどうだったのかということでお尋ねをしたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

いろいろ御質問いただきましたが、12月22日に処理場議会の臨時議会を招集いたしまして、そこでいろいろ申し上げるということです。懲罰委員会を開きまして、今までの経過を精密に調査をいたしまして、そしてその懲罰に対する結果、あるいは今後の改善策、そういうものを含めて処理場議会で申し上げます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、市長は処理場議会で申し上げますと、大体そういうことをおっしゃるんじゃないかと思っておりましたが、しかし、答えられる分はあると思うんですね。特にこのことについては、ただ単に組合の問題じゃないんですね。市長も先ほど申しましたように、市報にもちゃんと、もちろん、組合長の名前でではありますが、市報にも、これ写しですが、こういう形で記事も載せられているんですね。だから、市民としてもこのことについてはやっぱり具体的にどうなのかという疑問を持っている人はいっぱいおるわけですね。そういうのに対してやっぱり議会としても明らかにしていくというのは私は大事だと思うんですね。

そういう面で私はぜひ御答弁いただきたいと思うんですが、今回の問題で一番は、先ほど私が申し上げましたように、最初議員の人たちが心配したように、余りにも安い、実績のない業者にしたばかりに、こういういろんな問題が起きたんじゃないかという疑問を持っているのはたくさんあるわけですよ。特に先ほど武雄市と比べて私は数字を申し上げましたが、工事請負費が非常に多いとか、光熱水費が多いとか、薬品が多く使われているとね、こういうことに対して特に市長は組合議会の組合長でもありますが、鹿島市の市長としても、今財政難の中で、お金を運用していくということで苦労されているということはわかりますが、そうであるならば、余計こういう実態があるのに本当にどうなんだろうかと、市長の立場からもそのことについて私は検証する必要があるんじゃないかと思うんですね。特に私は驚きましたが、まだ新しくできたばかりというのにし尿漏れが起きたとかいう、そういうこと

だって実際にあっているわけですね。それは10年も20年もたったなら、古くなって、そういうことだって起きるといふこともあるわけですが、そうじゃない、今できたばかりね、今生まれたばかりのものがそういう形でいろんな欠陥が出てきて、だから、工事費が大きいんじゃないかといふことだって、だれだってそういう疑いをするわけですよ。こういうのを見たときに、あなたは鹿島の市長としてでも、この運営のあり方、そして、今まで出てきた結果について何とかしなくちゃいけないといふ、そういうお考えがないのかと。ただ単にこれは組合議会でしますよと言ったって、私も納得できませんし、市民だって納得できないんですよ。こういう形を出していらっしゃるわけですからね。

ですから、ぜひ今回私が質問した点についてはお答えをいただきたいと思うんですよ。特に、そこまで私は言うつもりはありませんでしたが、先ほど申し上げました報告文書についても、この文書が市長、組合長の印鑑が押されたり、管理者、事務局長の印鑑が押されたりということになりますと、ただ単にこの改ざんされたということが一職員の単独の行為だったということでは終わらないわけですよ。たとえそうであったにしても、これを認めたわけですから、公印を押すということは、本当にこれはただ単に印鑑を押すということじゃなくて、非常に重要な出来事なんですよ。それだけ公印というのは大事ですね。私たちも市の職員でおったことありますが、公印の管理というのは非常に厳しくさせられたことを覚えていますかね。そういうのを打っているわけですから、ただ単にここで単独の考えでやられたんだと、そういうものではどうしても納得いかないと私は思っております。ですから、その辺についてお答えいただきたい。

それと、これは組合長ですから、近隣の施設とのいろんな違いなどというのは、これまでもいろいろと研究もされていると思いますが、その辺がどこにあるのか。市長は私が今言ったような、ここの鹿島の機械が不十分なために、それだけの経費を使わなくてはいけないとお考えなのか。それともそうじゃないんだと、確固としたそういう組合長としてのコメントがえられるのかどうか、その辺について私はお尋ねをしたいと思います。

とにかく、今いろんな人たちがこの問題についてはまだ十分に納得がいけないという状況の中で進んでおりますし、もちろん、議会の中で一遍論議もありましたし、この議会の中でも9月議会ではほかの議員の方からいろんな質問もされておりますが、なかなか解明するところまでは来ておりません。やはりその辺について、今私が質問いたしました件について、特に1回目に質問しましたが、なぜそうしなくちゃいけなかったということですね。私の言いました二つのこと、それはそういうことはあり得ないんだとあなたがはっきり言えるのかどうかですね、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど申しましたように、組合議会に私たちはこのことを第一義的にはまず報告、説明をする必要があります。そのことをいたしましてから、同様のことについては鹿島市議会で御質問があればお答えすると、これが私は筋だろうと思います。松尾議員も組合議会の議員ですから、ただいま質問されたようなことを、同じことを質問されると思いますので、そこで答えまして、そして後で鹿島市議会でまた議論になれば、組合議会で説明したとおりの説明をすると、こういうことであります。

○議長（小池幸照君）

以上で20番議員の質問を終わります。

次に、3番福井正君。

○3番（福井 正君）

3番福井でございます。鹿島市の今後の活性化の方策について、次の5点について質問させていただきます。

まず最初が、商店街の活性化について、2番目が、国道207号バイパス開通に伴う生活環境・経済に与える影響について、3番目が、コミュニティバスなど市内交通体系の研究について、4番目が、エコツーリズムへの取り組みについて、5番目が、クド造りの保存についてでございます。

政府の発表によりますと、日本経済は緩やかな上昇過程にあるとのことですが、ここ鹿島市では気象及び市場経済、その他の影響による海産物、農産物の不作や価格の低迷等によりまして鹿島市の経済はなかなか上昇できないという状況にあります。このような状況の中で、鹿島市の就業人口の約50%を占める第3次産業でございますけれども、この物販サービス業等が売り上げがまだまだ落ち込んだままになっておりまして、なかなか回復できないという状態でございます。

このような状況を解決するには、日本国が不況を脱出するということと、鹿島では1次産業、2次産業の経済の比重が非常に大きゅうございますので、これが活性化していくということと、あとは第3次産業側の自助努力及び行政の支援が必要だと思っております。

そこで質問でございますけれども、まず、商店街の活性化について質問させていただきます。

最初がTMOを活用したまちづくりということです。

商店街の整備事業といたしまして、スカイロードの街路整備事業及び平成11年に認定されましたTMOに基づいて、さくら通り、新天町等の街路整備及びピオイノベーション事業など、ハード整備事業は順調に推移しております。また、ソフト事業といたしまして、空き店舗対策にも取り組んでいただいております。中心商店街の一員といたしましては感謝申し上げます。

私、思いますに、ハード面はかなり整備されつつありますけれども、やはり商店街にお客

さん来ていただくということになりますと、やはりソフト事業ということも大事なことじゃないかと思っております。そのソフト事業を推進してまいりますのは、商工会議所を中心といたしました、いわゆるタウンマネジメント組織だと思っております。今現在、中心商店街活性化協議会というのがございますけれども、そこを構成しておりますスカイロード、新町、さくら通り、新天町、稲荷通の各商店街と西牟田の一部でソフト事業に取り組んでおりますけれども、実際組合組織として委託組織になっておりますところと、未組織のところがございます。共同で行われますイベントや事業を行う際の資金負担、それからスタッフ等の面でなかなかいろいろと障害もございまして、うまくいく場合とうまくいかないこと、いろいろございますけれども、そこで提案でございまして、TMOの組織というものがあるようにございますけれども、実際はないような状態になっております。そこでTMO組織をきちんとしたものをつくりまして、そこで企画ですとかマーケティング、それからイベント等々を行う組織をつくって、そのTMOの組織がいわゆる活性化事業をやっていくということが当然だと思いますし、TMOの報告書にもそういうふう書いてあります。その事業を行っていくのが、中心になってやっていただくのが、やっぱりタウンマネジャーという方です。現在、そのタウンマネジャーという方がいらっしゃいません。そのタウンマネジャーを中心にして、やっぱりいろんな活性化事業をやっていくというのがTMOの精神なんでございまして、まだ残念ながらタウンマネジャーがいらっしゃらないということになっております。これは早急に選任いたしまして、商店街活性化事業に取り組むことが必要だと思いますけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、これもソフト事業なんですけれども、TMO構想の中に街の茶屋構想というのがあります。茶屋というのは、いわゆるまちを歩く方がふらっとそこに立ち寄って休憩したり、お茶を飲んだりするということでございますけれども、これは消費者の立場で考えますと、商店街を歩いているときに、特に夏の炎天下で歩いているときには、やはりどうしても休憩したいなという場所が欲しいなと思っております。私も3年前に北九州市の戸畑区の商店街に行ったことがございますけれども、そこに2カ所、いわゆる休憩場所といいますか、街の茶屋というのがございました。これは空き店舗を借り上げて、テーブルですとかいすとか自動販売機があって、そこにトイレもあるというようなものだったんですけれども、TMOの計画の中にも実はその茶屋をつくるという構想がございます。市としてこの計画にどのように取り組んでいかれるのか、それを聞かせていただきたいと思っております。

私、私案でございまして、これをもうちょっと発展させて、例えば、小・中学校に保健室がありますよね、そのような機能を持たせて、そこで、通っている方に健康相談ができるようなものにまで発展していけばいいなと思っております。実はこれはもう既にほかの市ではやっているところがございます。非常に好評だそうでございます。鹿島でも過去に御老人の孤独死というものもございました。そういうことを防ぐためにも、ちょうど今から30年ぐ

らい前まで、どこの商店、例えば、野菜屋さんとか魚屋さんですけれども、御用聞きをされていた時代がありました。今それがないんですね。ですから、もしそういうところに御用聞きに行くような人がいたら、そういう事態も起こらなかったんじゃないかなというふうに思います。その御用聞きというのが廃れていったのは、スーパー等の大型店が増加して、御用聞きの実用性が薄れたためだと思いますけれども、これから迎えます高齢化社会では買い物に來れなくなる方がふえるんじゃないかと思っています。そういう方々と商店街活性化のために、いわゆる御用聞きをする。例えば、各個店では難しくても、そういう組織の中でやっていくということができればいいんじゃないかなと思っています。

それからまた、この茶屋を趣味のサークル等の活動に御利用していただくということをやっていくことで、お客さんが商店街においでいただけるんじゃないかなというふうに思っておりますので、これについても考えをお聞かせいただきたいと思っています。

次の2番目でございますけれども、207のバイパスが間もなく18日に開通いたします。これがいわゆる、これが開通したらどういふ影響があるのかと、今から予測するのは非常に難しいと思いますけれども、バイパスは住宅地と農地のところを通っているわけです。特に高津原地区から上って下るわけで、非常に傾斜がかなりありまして、車が下りのときかなりスピードが速く出てくるんじゃないかなと思います。このバイパスを横断して通学する生徒の方たちの通学路の問題は、やっぱりこれは安全ということを考えなければいけないと思います。その通学路の対策ですとか、例えば、交通事故の対策についてどのようにお考えになっているのかということをお聞かせいただきたいと思っています。

それからもう一つ、斜面を上るとき、特に大型トラックの問題があります。斜面を上るときかなりエンジンを吹かして上られると思います。この騒音という問題がひょっとしたら出てくるかわかりません。これについても考えをお聞かせいただきたいと思っています。

続きまして、バイパスの周辺の開発ということでございます。鹿島市の総合計画では、バイパスと現在の207号線の内側は、いわゆる北鹿島地区と古枝地区、工業地帯、大字高津原地区と大字納富分地区が住居及び商業地区及び工業地区になっていますけれども、その外側は農林業地区となっています。この地域は外側というのは、いわゆる農振地でもあります。ここを指定を外して開発してほしいというふうな要請があるかもしれませんけれども、やはり景観ですとか環境ということも配慮しながらそういうことを考えていかなければいけないんじゃないかなと私は思っております。これについて、いわゆるまちの開発、新しい開発をどうされるのかということにつきまして、207号線の沿線という意味ですけれども、これをお聞かせいただきたいと思っています。

それから続きまして、バイパスの案内標識でございますけれども、バイパスというのは、やはりどうしても通過道路になってしまうというおそれがあります。その通過道路にしないためには、やっぱり親切な案内標識が必要だと思います。例えば、市役所の位置ですとか市

街地ですとか、鹿島駅ですとか、そういう施設がある場所を、いわゆる今の現在でも鹿島というのは非常に目的地にたどり着きにくいという状況にありますので、そういう案内標識をですね、これは国道ですから、当然国道の案内標識ができると思いますけれども、それに加えてもう少し標識が市としてできないかというふうに思っております。これにつきましても考えをお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つ、実は駐車場が市内に市営の駐車場が二つございます。よそから来る方というのは、鹿島に入ってきてどこに車とめたらいいかなということもあると思うんですね。ですから、駐車場にたどり着きやすいような案内標識が欲しいと思います。

それからもう一つ、長崎市に行かれるとわかりますけれども、あそこに必ず駐車場の案内看板というのがずうっとあるんですね。どこの駐車場が今満車になっているとか、どこが空いているとかいう、それからどういうふうに行けばいいというふうな標識がございます。あそこまでお金かける必要はないと思いますけれども、できるだけ費用をかけないで、そういう案内標識ができたらいいなと思っておりますので、これについても考えをお聞かせください。

次は、3番目ですけれども、コミュニティバスなどの市内交通体系の研究ということについてでございます。

先日、総務委員会で岐阜県と長野県の視察、研修に行っていました。そのとき市町村合併ですとか、町並み保存とか、情報化への取り組みというのが一つのテーマでございましたけれども、視察した各地で実はコミュニティバスが運用されたり、今研究されたりしているところが各地にございました。コミュニティバスというのは、定期路線バス等が利用できない地域の方々に地域移動の手段として提供する交通手段でございまして、買い物ですとか通院、また観光にも利用されております。佐賀県内でも以前佐賀市で「きゃあもんバス」として運用されておりましたけれども、やはりこれは残念ながら廃止されております。これは利用者の減少ですとか、コストの問題等がいろいろあったと思います。

それから、訪れました岐阜県の郡上八幡町、ここは視察地じゃなくて、ただ宿泊しただけだったんですけれども、そこで町をちょっと回ってみましたら、ここではコミュニティバスが試験運用をされておりました。郡上八幡町の情報では、ちょっとインターネットでアクセスしてみましたら、そこで委員会がございまして、交通問題の委員会ですね、ここは町民も含めての委員会ですけれども、そこでいろんなことを議論されている中で、コミュニティバスを運用して約1カ月ぐらい運用されたと思いますけど、その結果、利用者の90%の方が存続を希望されておられるという結果が出ておりました。また、同じ岐阜県の多治見市、ここは視察に行ったんですけれども、ここはちょうど鹿島と同じように丘陵地がございまして、その住宅地が大型バスが入れないところなんです。ここでいわゆる小型のバスを使って運用されているというようなことでございまして、これは好評だということです。ほかにも全

全国各地でさまざまな取り組みをされております。交通弱者の対策ですとか、観光など目的もさまざまございまして、行政が運営しているところと、それからバス会社等に運営を委託しているところなどそれぞれございました。一応問題はこの運営経費ですとか、民間のバス、タクシーという業者の方たちと競合する等々まだまだ解決すべき問題等たくさんございますけれども、私、団塊の世代でございまして、あと20年たったらどうなるかわかりませんが、そのころに自分が運転できない時代が来るんじゃないかなと思っております。そういう交通弱者が増加することが予想されます。そのための移動手段として交通対策を考えなければいけないんじゃないかなと思ってます。例えば、ここの市役所に来るバスが多分1日数本でございまして、バス停もちょっと離れているんじゃないかなと思います。それからまた、交通量が多い、現在207号線を横断するときですね、以前、つい最近ですけれども、事故もあったことがございました。このように高齢者にとっては非常に危険な状態もございしますので、そういう観点から、いわゆるコミュニティバスというのは非常に問題もございしますが、そういうのを含めた市内の交通体系というのを研究を始めてもいい時期じゃないかなと私は思っております。これについても考えをお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、4番目ですけれども、エコツーリズムへの取り組みということです。これはグリーンツーリズムともいえますけれども、6月議会の一般質問で規制緩和がありまして、いわゆる農家で民泊ができるということで、これに取り組む考えがございませんかということで質問いたしました。そのときは、今言われる農家民泊をされる方の希望者を募っているというような答弁だったと思っておりますけれども、その後の状況がどうなっているのかお知らせいただきたいと思っております。

それから今現在、私もちょっと調べてみたら、一番盛んなのが大分県でございました。安心院町と、それから竹田市が非常に熱心に取り組んでいらっしゃいます。これどうしてこうなっているのかなと私もつくづく考えますと、やはり今の観光というのが、いわゆる見る観光から体験をする観光というふうに変ってきているというふうに思います。そういうときに、やはり鹿島でも、いわゆる農家で民泊をすると、それから農業体験をしていくと、漁業体験をしていくということをするので、鹿島の経済に少しでも寄与していくんじゃないかなと思いますので、これについても考えをお聞かせいただきたいと思っております。

最後に5番目でございますけれども、伝統民家でございましてクド造りの保存ということでございます。

私、高校生のころ、もう37年前になりますけれども、郷土研究部というクラブ活動をやっておりました。そのときですね、実はクド造りの研究をしたことがございます。1年間かけてクド造りの研究をいたしましたけれども、そのとき実は分布状況を調べたんです。そのとき市内の街部でもクド造りが残っておりました。いわゆる農村部に行きますと、大体ほぼ90%ぐらいがクド造りで、同じような風景がずらっとあったんですけれども、あと鹿島だけ

やなくて、白石平野にもございました。全国的にある程度研究、その他実施しましたとき、いわゆる岩手県の曲がり家ですとか、阿蘇にも白川村あたりに同じようなつくりございましたけれども、いわゆるクド造りというのは、いわゆるこの地方の独特のつくりでございまして、いわゆる家が曲げたつくり方というのはほかにもございますけれども、このクド造りというのは、そうやって全然構造的にも利用状況も全然違うような独特なつくりでございました。

最近鹿島のまちを車で通っておりますと、クド造りが非常に少なくなってきたんですね。以前はいわゆる集落として固まりでクド造りがございましたけれども、今は一つの集落に3軒とか5軒とかいう単位でしかないような状況になってきております。クド造りというの、ほとんどの方がふだん住んでいるという認識で、なかなか自分がどういうところに住んでいるかというのは認識しにくいと思いますけれども、今のままで何もしないでおきますと、いわゆるこういう伝統的な家屋というのはなくなっていく。多分鹿島から消滅していく可能性もございます。ただ、私も今回、この質問をするに当たって、市内をちょっと回ってみました。うれしいことに、つい最近ですね、いわゆる屋根をふきかえたという農家もございました。ですから、そういう方たちにもぜひ頑張っていたいただきたいという意味でも、このクド造りをぜひ残す、その保存の対策ということ、これは費用もかかります。ですから、これについても、今浜の酒蔵通りでいわゆる伝統的な町並みを保存するという取り組みをされておりますけれども、クド造りという、いわゆる貴重な私たちの財産だと思いますので、これについての保存についても考えがあられるかどうかにつきましてもぜひ考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長

○商工観光課長（北御門敏則君）

福井議員にお答えをいたします。

私の方からは、まず第1点目のタウンマネジャーの設置をということと、街の茶屋構想についてお答えをいたします。それと、中央駐車場なり駅前駐車場への案内についてお答えをいたします。

まず第1点目のタウンマネジャーの設置をということでもありますけれども、今議員が申されましたように、これにつきましては、TMO構想の中でもうたってあるところでございまして、確かにその必要性というのは十分に認識をいたしております。ただ、これまでも商店街や会議所の方で組織をされております中心商店街活性化協議会の中でも議論はされてきたところだろうというふうに思っておりますけれども、現在まで実現をしていないというのは、幾つか要因があるだろうと思っております。その主なものとしては、まず、タウンマネジャー

として専門的な知識を持っている方が必要、知識が必要でありますし、また、地域のまとめ役としての必要性も出てくるだろうというふうに思います。そういうふうな両方を兼ね備えた人材の確保というのが当然重要でありますし、また、財政的な面でも、確かにタウンマネージャー支援措置として国の制度等ありますけれども、現状ではかなり地元負担がかなり大きくなるというふうなことが考えられます。現状では今のような課題がありまして、ちょっと厳しいのではというふうに会議所とは話をしているところです。

それで答弁は現在のように、会議所、それと商店街、それと市が一体となって、TMO構想の実現に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、2点目の街の茶屋構想についてですけれども、これについては、現在、会議所や関係者の方々と協議をしているところですが、できれば来年度より実施をしていきたいなというふうに思っております。中身については今後ですけれども、今提案していただきましたようなまちのギャラリー的なもの、それからその運営に高校生等の参画をしてもらうというふうにできないのかなど。それからまた、空き店舗、空き事務室等の活用ができないかというふうなことを現在検討をしているところですが、いずれにしてもにぎわいづくりの一つとして、ぜひ来年度実現に向けていろんな方の協力を得ながら努力していきたいなというふうに思っております。

それから、最後ですけれども、中央駐車場なり駅前駐車場へのアクセスの問題ですが、その必要性は十分わかりますけれども、どこに設置をしていくのかというふうな問題もありますので、その辺も含めて今後検討をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

福井議員にお答えいたします。

2番目の207号バイパス開通による環境に与える影響ということで、通学道路に関しまして御質問がっております。

バイパス全面開通に伴います児童・生徒の通学道路の安全対策について、教育委員会の方からお答えいたします。

今回、バイパス開通に伴います通学路の見直しや検討を行う必要な学校につきましては、鹿島小学校、明倫小学校、西部中学校の3校でございます。明倫小学校、西部中学校の見直しにつきましては、辻、若殿分方面から両校への通学道路ということで、この変更につきましては、11月21日に土木事務所、鹿島警察署、両校の関係者並びにPTA、そして都市建設課で現地調査、協議を行っております。通学道路といたしまして、バイパス南側の側道を利用し、蟻尾山大橋道路の橋げた付近を通学するように変更をするということで予定をいたし

ております。また、その変更に伴いまして、橋げた付近の一部道路につきましては、車両の通行どめの区間を新たに設置をしていただく予定になっております。

また、蟻尾山の吹上付近が想定されておりますけど、鹿島小学校、西部中学校、両校の通学道路の見直しにつきましては、先ほどの関係者と両校のPTA等できょう現地調査を行いまして、見直しについて協議、検討をしていく予定になっております。今後とも教育委員会といたしましては、児童・生徒の登下校の際の安全対策について、最善策の確保につきまして関係機関と今後とも協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

福井議員の御質問にお答えしたいと思います。

207号バイパス開通による環境・経済に与える影響ということでございます。議員おっしゃいますように、まだ207号線の開通が行われておりませんので、どのくらいの騒音が出るのかというのがわかりませんが、騒音につきましては、騒音規制法という法律がございます。この16条の第1項の中に「環境大臣は、自動車は一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定めなければならない。」ということになっております。それと、同じく16条の第2項でございますが、「自動車騒音日の防止を図るため、国土交通大臣は、道路運送車両法に基づく命令で、自動車騒音に係る規制に関し必要な事項を定める場合には、前項の許容限度が確保されるように考慮しなければならない。」と規定をされております。

同じく17条の第1項には要請限度ということであらうございまして。「市町村長は、第21条の2の測定を行った場合において、特定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」と規定をされております。同じく17条の第3項でございますが、これも「市町村長は、第1項の規定により要請する場合を除くほか、第21条の2の測定を行った場合において必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。」となっております。

ちなみに、要請限度をもし超えた場合は、市として、例えば、道路の構造なり改善なりに意見を述べる対策についての意見を述べるというふうなことになっておりますので、議員おっしゃるように、そういった状況になればですね、そういった手続がとれるということでございます。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

私の方からは、御質問の国道 207号バイパス周辺の開発についてに関連いたしまして、バイパス沿線の用途地域の見直しについて答弁をさせていただきます。

御質問は国道 207号バイパス沿線の農業振興地域について、農振の指定を外してほしいとの要請などがあつた場合、どのように対処するのかということと、その場合、どのような開発を計画しているのかという御質問でありますので、そのことに直接お答えすることにはなりません。バイパス沿線の用途地域の見直しにつきましては、農振除外やバイパス沿線の開発等にも関連いたしますので、ここで私の方から簡単に触れさせていただきたいと思ひます。

鹿島市にとりましては、バイパス沿線のまちづくりを今後どのようにしていくかにつきましては、大きな課題であると認識いたしておるところでございますので、バイパス沿線の現在、用途地域の指定のない地域、その地域は農振地域が多いわけですが、その地域の無秩序な開発を防ぎ、秩序ある開発や保全のため、用途地域の見直しを図る必要があるのではないのかという考え方から、その検討を行ったところでございます。その結果、結論から申し上げますと、現時点でのバイパス沿線への用途の指定拡大は、どのような種類の用途であれ、相当に困難であるということであります。その理由といたしましては大きく三つほどありますが、その一つ目が、用途拡大の一つの条件として人口の増加が見込まれることということがあります。鹿島市では現時点での今後の人口増加が見込まれないということでありますので、そこが一つ課題となつてまいります。

二つ目が、現在指定している用途地域の開発が進行していることが条件としてありますが、鹿島市の場合、現在用途地域内に未整備、未開発の未利用の用地が84ヘクタール残つておる状況であること、そのことが理由となります。

それから三つ目が、農振地域など農業上の土地利用が図られるべき地域には用途地域を指定すべきではないという用途指定見直しの基本的な考え方があるためでございます。そのほかにも理由はございますが、主にそのようなことから現時点でのバイパス沿線の用途の指定拡大は区画整理など、都市計画事業に取り組まない限りは相当に難しい状況であるということでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

ただいまの福井議員の 207号バイパスにかかわる農業地域のことについて、農業振興の立

場としてお答えをしたいと思います。

先ほど都市建設課長の方からも説明がございましたように、一緒にこのことを今後どうやっていこうかということで協議を重ねておりました。それで農業振興の方から申しますと、農振地域の除外には四つの要件がございまして、まず、農用地区の地域外に、それにかわる用地がなかった場合というようなことがございます。これは先ほど言われましたように、用途地域の中にまだ84ヘクタールあるということでございます。それから、変更した場合に、農地の集団性が保たれるか、また、土地利用の混在が生じないかというようなことが一つの要件にもございます。

それからもう一つは、農業用排水など土地改良施設の機能に支障を来さないかというようなことが、もう一つございます。それから、土地改良事業の完了公告後、8年を経過していること、このことにつきましては、御存じのとおり、圃場整備地区でございまして、中村地区におきましては8年経過日というのが平成19年の4月1日、それから北鹿島地区圃場整備地区におきましては、平成21年の4月1日、鹿島西部地区、これは大殿分付近なんです、これが平成21年の4月1日というふうになっております。このような、以上のような要件で、今すぐというのにはできませんというようなことなんです、一つ中で言われていますのは、鹿島市としての計画がここにあればですね、そういう形がとれるだろうということも言われていますので、俗に言います、ここをフリーにあげて使っていいですよという形の計画はできないということでございます。

以上でございます。

それからもう一つ、御質問のエコツーリズムの取り組みについてということで、6月議会でも御質問をいただいておりますけれども、この民泊体験の問題、このことについてでございますが、これは実際エコツーリズム、またグリーンツーリズムということで、今全国的に取り組みがなされています。しかし、今鹿島の農業の状況を見ますと、基本的には農協を中心とした系統での出荷、大量生産で市場へ出荷をするという形をとられています。だから、それを今後そうじゃない形も含めて検討をしていく中で、こういうソフトの部分の活動が出てくるだろうと、その一つが、今市内での直販店が多数できております。こういうふうな販売の仕方、またそれから、これ七浦の方なんです、干潟体験あたりも一つのエコツーリズムの一環だろうというふうに思います。

せんだって、このことで大手の旅行会社の方から問い合わせがあって、この干潟体験と合わせてですね、民泊という形での企画ができないだろうかということが七浦の方にあっておりましたので、その辺含めて私の方も一緒に入って検討をいたしております。

それと、実際今からじゃこの民泊をだれがやるのかという部分になってくるといいますので、これは今農林水産の方では、今までグリーンツーリズムという部分について直接具体的に検討を今からしていきたいなということもありまして、特に今市が上げています「大いな

る田舎づくり」ということが即このことじゃないかなというふうに考えています。だから、その辺で今後検討を進めていくことで、まず手始めに、今鹿島市が持っています施設の中で今度自然の館が市に移管がされます。これの運営について、今地元の協議会の方と検討いたしておりますので、まずこの辺から具体的にになっていきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、私の方からは大きな3点目のコミュニティバスなど市内交通体系の研究についての御質問にお答えをいたします。

まず、本市の現状でございますが、本市では廃止路線、代替バス運行補助金など三つの補助事業を活用しながら現在路線バスの運行を行っているところでございます。これらは市内全域を対象としたものでありまして、基幹路線の維持ということになります。しかしながら、近年の車社会の到来で、利用者の減少というものは年々減ってきておりまして、続いておりまして、補助金額が年々増加傾向にあります。そういうことで、路線の統廃合等を工夫しながら運営に努めているところでございます。

次に、コミュニティバスについての考え方でございますが、これにつきましては、主に二つの考え方があるかと思えます。一つは、路線バス等の廃止に伴う代替策として導入する場合、もう一つは、議員先ほどおっしゃいましたように、路線バスの空白地域の足の確保とか、あるいは高齢者、交通弱者等の移動の手段として、そしてまた、中心市街地の活性化等をねらった、それを目標に導入していくという考え方ですね、それがあろうと思えます。一般的にはコミュニティバスといった場合には、後者の方が意味合いが強いのと思っております。ただ、このコミュニティバスの導入につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、いわゆるタクシー業界等との競合の問題ですね、そしてまた、現時点で利用料金等がやはり十分採算がとれるかというような大きな問題点もございますので、新たな負担増につながる面がまだまだ多いということで、直ちに導入するというような考えは現在のところございません。

そこで、御質問のコミバスなどを含めた市内交通体系の研究ということになりますけれども、今日の厳しい財政状況の中でもありますので、この路線バスの補助制度、これもいつまで存続できるかどうか予測できない点もございます。そういうことで、近い将来、必ずこの問題についての研究というのが当然必要であるということは十分認識をしているところでございます。ただ、今の時期は、ちょうど合併問題もございまして、その進捗状況とも非常に密接なかかわりが出てくるという状況下にあります。といいますのは、協定項目の中にも公共交通機関の取り扱いという項目が掲げられておりまして、この中でも一定議論すること

になるだろうというふうに思っております。そういうことで、本格的な議論はどうするのかと、今後見きわめていかなきゃなりませんけれども、今のところは、こういった合併後の、そういったことで本格的に議論するのが一番いいのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

私の方からは福井議員の5番目の質問、伝統家屋のクド造りの保存についてお答えいたします。

質問は三つあったかと思えます。まず、現在の状況、2点目が、保存のための研究会、そして3点目がクド造りの認定及び保存ということだったと思えます。クド造りは上から見たら屋根の形がかまどに似て、「コ」の字をしているからクド造りと呼ばれていると思えます。干拓などの平野部に多いのは、風に対する耐久性、いわゆる台風構造説とか、軟弱地盤説、あるいは佐賀藩の建築用材の制限説、いろいろ説があるようであります。現状につきましては、市内は数的には多いようです。平成14年の3月に東京にあります財団法人の都市農産漁村交流活性化機構というのがカヤぶき民家に対する調査研究というのを中間報告をしたのがあります。これによりますと、全国3,300の中で2,000ぐらいから回答がっております。その中で900ぐらいが、そういったカヤぶき民家があるということで、その中でも鹿島市は35番ぐらいだったと思えます。九州ではその調査の中では一番多かったと思っております。現状はそういうところですが、課題といたしまして三つあります。まずは費用の面、それからふき手の職人さん、それからもう一つは材料というところであります。どれぐらいもつかといいますと、麦わらで7年、カヤぶきで35年、ヨシで50年ということですが、クド造りは屋根が谷が多いので、3割ぐらいは耐久性が落ちるだろうと言われております。ですので、35年ぐらいということですかね。大体25坪のクド造りの民家をヨシぶきで、丸ぶきといいますか、した場合には、大体この調査によりますと3,500千円ぐらいかかるようであります。現状維持してあるのは、カヤ、草ぶきに愛着を持っているとか、なかなか建てかえができないとか、あるいはトタン屋根をかぶせて応急的な措置をしている、そういったいろんなパターンがあると思っております。

次に、保存のための研究会ですが、これにつきましては、市独自で研究会というのはありませんけれども、全国レベルで二つあります。一つが、NPO法人、これは1997年に設立をされておりますが、日本民家再生リサイクル協会というのがあります。全部で2,100名ぐらいの会員さんがいらっしゃるようであります。先日の12月1日の佐賀新聞にも「古民家再生」というふうなことで記事が載っております。ここの九州支部の理事の方は市内在住

の建築家の方であります。そこで、民家の移築とか、そういった事業をされております。二つ目が、全国茅葺き民家保存活用ネットワーク協議会と、これは最近できたものだと思いますけれども、そこがこれは事務局は財団法人日本ナショナルトラストというところになります。広報紙で「カヤぶき便り」というのを出してしておりますが、12月号には犬王袋の草ぶきの民家が記事になっております。そういったところが今研究会があるようです。

3点目がクド造りの認定及び保存ですけれども、認定につきましては、例えば、登録文化財制度というのがあります。これは国、それから市町村で独自に設けているところもあります。あるいは一部に景観条例というのものもあるようです。今回、12月議会で鹿島市歴史的景観条例というのを提案しております。そういったものも活用できるんじゃないかと考えております。

そして、今後の展望としましては、クド造りとか草ぶき民家というのは、意外と身近にあるために、外部からの評価というのは非常に高いんですけれども、なかなか住んでいる私たちにとっては価値というものです。そういう点での意識が余り外から見るのに比べて、そうまでないような気もしております。そういう点から、草ぶき民家の魅力を周囲が認めて、社会的な価値を高めるということからもですね、啓発の必要性は感じております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

御答弁いただきましてありがとうございました。まず、タウンマネジャーについてでございますけれども、これはもう費用もかかるということで、なかなか積極的になれないということでございますけれども、やはりまちづくりをやっていく場合、啓蒙の精神にも書いてございますけれども、いわゆるそういうタウンマネジャーを中心にしてまちづくりをしていくということはすごく大事なことじゃないかなと私は思っております。これにつきまして、もちろん、費用の問題もございますが、経済産業省のタウンマネジャー派遣事業というのもございますし、それから研修事業というのもございます。これには当然費用負担というのもございますけれども、そういう制度を活用して、例えば、鹿島在住の方をタウンマネジャーの専門家として養成をしていくとか、もしくはいわゆる外部からお招きして、いわゆる鹿島のまちづくり、外から見た形でやっていただくというやり方もあるんじゃないかなと思います。これについて再度御答弁をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、コミュニティバスについてと、現在のバス会社ですとか、タクシー会社とか、いわゆる民業圧迫ということもありますし、現在の路線バスが、いわゆる乗る人が少なくなってきてどうなるかわからんということもございますけれども、これについて、今からやはり研究をしておくべきじゃないかなと私は思っております。例えば、いざ路線バスが廃止に

なってから、それからするということではちょっと遅いんじゃないかなというふうに思っておりますので、これについても、できましたら早急にそういう研究する、これは民間も含めてという意味ですけれども、そういう研究を始められてもいいんじゃないかなと思っております。これについても再度御答弁をしていただきたいと思います。

続きまして、エコツーリズムと人づくりと関連してちょっとまた質問いたしますけれども、現在、先ほど申しましたように、全国的に自然を体験するといいますか、農家を体験する。大分県の安心院なんかでは、例えば、民家をそのまま活用して宿泊をされています。例えば、トイレでも何でもそのままにされています。そういうところの方が都会の方にとっては非常に魅力があるという状況だと思います。ですから、そういうのに関連いたしまして、例えば、現在クド造りが集落として、いわゆる固まっている地域というのは本当に少ないんです。せいぜいありまして3軒か4軒ぐらいが点在しているという状況なんですね。こういう状況ですから、今度の鹿島市の景観条例が審議されますけれども、この中でも、いわゆるそういう伝統建造物群という言葉が入っております。その景観条例の中で、いわゆるクド造りが点在しているという状況が群として認可されるのかどうかということが一つと、いわゆるグリーンツーリズム等で持ち主の方の同意を得なければいけませんけれども、そういうクド造りの民家で、いわゆるグリーンツーリズムで民泊をするというふうなこともやろうと思っただけじゃないかなと思っております。これについてもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で2回目終わります。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

タウンマネジャーの補助支援措置についてでありますけれども、確かにTMOの中でも最初申し上げましたように、タウンマネジャーについては専任者として会議所職員ということで、構想は載っておりますけれども、先ほど申しましたように、予算的な面等も含めて、現状では非常に厳しいというふうなことで会議所の方とも話をしているところですが、先ほど言われましたように、国の制度で補助制度といたしましても中小商業活性化総合補助事業等の中でもマネジメント対策事業ということで、国が3分の1、地方公共団体が3分の1、あと事業者というふうな形で補助もありますし、来年度からも新たな補助として、国の制度としてタウンマネジメント事業というのが新設をされますけれども、これにつきましては、補助率としては国が3分の1、市町村が3分の1、TMOが3分の1ということになっております。そして下限1,000千円ということで、上限なしということですが、タウンマネジャーの給与なり手当等が多くなればなるほど、この市町村なりTMOそのものの財政的にもかなりきついというふうなことになりますので、かといって、それなりのやはりその人に

ふさわしいような手当というのは当然必要になってくるだろうと思います。その辺の兼ね合いというのが非常に難しいわけですので、その必要性については、先ほど申しましたように、十分会議所の方とも話をしていますように認識はいたしておりますけれども、その辺財政的な面とか、人材の確保の面も今後また状況がずうっと変わってまいりますけれども、やっとな商店街もTMOの中でうたってあるソフト事業の実現に向けて動きが少しずつ出てきておりますので、そういうものの活動が活発になるような形で何とかやっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、2回目の御質問にお答えをいたします。

研究でありますので、今すぐにでもできるんじゃないかなという御要望の御質問だったと思いますけれども、これにつきましては、先ほどお答えしましたように、合併協議の中でも、こういったものがどこまでされるのか、ちょっと今のところわからないという状況と、それからもう一つ、私どもが心配しておりましたのは、例えば、国庫補助に、現在県境まで行くバスがあるわけですね。これについては、複数の市町村にまたがるという条件で補助の対象になっているわけです。合併した場合、それがもう複数の市町村ではないこととなりますので、ひょっとしたら補助の対象外になるんじゃないかというような心配もあったわけですが、これにつきましては、その支援策の中に補助対象外とならないように配慮するというようなことが設けられておりましたので、当分この補助制度というのを続けるんじゃないかなというふうに思っております。そういうことで、いつから始めるかということは、非常に見きわめが難しいんですけれども、今のところ、いつからそういった研究を始めますということはちょっとまだ明確にお答えできないという状況でございます。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

福井議員の2回目の質問にお答えします。

まず、クド造りで民宿をとということでございます。実はうちもクド造りでございまして、問題はだれがやるのかという部分になると思います。それで、今ほとんどのところが、やはりクド造りなり、そういう農家を壊したのを営みをする人が引き受けて、自分がレストランとかなんとかに建てかえをやって運営をしてあります。だから、そういうことでございますので、やる人をどうつくっていくかということと、もう一つは、民宿になりますと、今旅館の規制がかかっています。これについては、特区的関係で若干の規制が緩和になっています。そういうものもありますので、今からそういう人をやはり育てていかなければならないとい

うことで、先ほど申しましたように、取り組みをやっていきたいと思います。なかなか困難だと思えますけれども。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

2点についてお答えしますが、まず商店街の活性化であります、これは中心商店街につきましては、今行政として鋭意努力をしているところではありますが、大きな考え方としては、ハード面、ソフト面あるわけですね。ハード面はやっぱり行政が主体的にやると、これはもうそう思っていますし、今中心商店街というのは、スカイロード、さくら通り、そういうことで県、市合わせてハードをやっております。ソフト面は、やはりこれは主に地元が自助努力してやると。それを行政がサポートしていくと、こういうことになるわけでありまして、地元、あるいは商工会議所とよく話をしながら、ハードをやった分を中身を詰めるためのソフトということで頑張っていきたいというふうに思っております。

それから、この207バイパスの開通後の農振地を都市計画区域に組み入れて、用途地域指定ということですが、先ほど課長がお答えしましたように、実は数カ月前に開通のめどがはっきりした段階で、すぐ検討するように指示をいたしました。そのことで県とも十分な協議をしながらやってきまして、先ほど課長が答弁したようなことになったわけです。もう少し取りまとめて言いますと、要するに、具体的な目的がないままに農振地を用途地域に指定することはできないと。区画整理事業とか、あるいは市が計画をちゃんと持ってですね、そしてこういう目的で農振地を都市計画区域に組み入れたいと、こういうことであれば可能だということでしたので、実は私の指示は、いわゆる何の目的もないままに組み入れられないかという指示をしていたわけですし、そのやり方もこれでストップと。次の段階は、じゃ、市で何ができるか、あるいは土地利用として何が一番適切か、それはもちろん農振地のままというものも結論的にありましようし、あるいはこの際やっぱり用途地域指定をして、いろんな商業活動なりに利用していくという方法もありましよう。今現在、仕切り直しをして、何かそういう目的、しなければいけないことが具体的にあるのかどうか検討をすぐするというふうな指示をしております。

○議長（小池幸照君）

以上で3番議員の質問を終わります。

午前中はこれにて休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

皆さんこんにちは。1番議員の徳村博紀でございます。9月の議会だよりの中で、市議会に対する御意見、御要望という欄に、議員の質問が長く感じられるというような、あるいは要点を明確にさせていただきたいというような御要望がありました。私も議場に直接足を運んでいただいている方、あるいはケーブルテレビでごらんいただいている方々に少しでもわかりやすく要点をまとめて、質問を簡潔にしていきたいと思います。御答弁も簡潔にお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、第1点目ですが、防犯対策について。小学生、中学生、特に女子中学生の安全性ということで質問してまいります。第2点目、小児科医療について。この小児科医の減少による当市の対策ということでお伺いいたします。第3点目、現住所と行政区分について。この三つに対して質問をしてまいります。

私はこの第1点目の防犯対策については、9月の定例議会の際におきまして、犯罪という形で質問をしてまいりましたが、今回はそれを未然に防ぐという、防犯の部分について質問をしてまいります。

最近、特に連れ去り事件が多発しております。11月には鳥栖市内で、小学校から下校中の女子児童が車で連れ去られたと。そして、約1時間後に解放されるという事件が起きました。この事件は無事に解放されて、事なきを得たわけですが、最悪の結果につながる要素を十分に含んでいると、持っているわけでございます。

私ごとではございますが、私にも3歳になる長女と1歳になる次女がいます。もし自分の子供がこのような事件に巻き込まれたらと考えると、当事者の御両親の痛みが痛いほど伝わってきます。これは何も私だけがそう思っているわけではありません。人の親であれば、普通に感じるのだらうと思います。

そこで、県の教育委員会は、通学路の安全確認や防犯ブザーなどの対策の徹底をするように、各市町村の教育委員会に御通知をされているような状況でございます。児童をねらった犯罪は1人で登下校をしているときに発生しているということから、集団下校、あるいは知らない人にはついていかない、1人で遊ばない。そして、部活動の下校時間にも配慮して1人で下校する際には、防犯ブザーを持たせるなどの安全対策を改めて認識しているような状況でございます。

不審者の児童への声かけは2003年4月から9月までの約半年間の中で、43件起きております。潜在的な部分を考えますと、この数字は一部にすぎないのではないかという気がいたします。

このような中、佐賀市の高木瀬小学校では、地元の自治会などの寄附により、全児童に防

犯ブザーが配付されたということでございます。このようなまちぐるみの取り組みによって、未然に防ぐことも可能になってくるであろうし、また、この地区の小学生、あるいは中学生は防犯ブザーを携帯しているということを知らしめることが大きな防犯効果を生み出すものであろうと私は思います。

現在、当市の防犯ブザーの配付状況と携帯状況についてですが、現在、鹿島小学校で防犯ブザーを携帯しているのは男子児童で37人、男子児童全体の17%。女子児童に関しては43人で、女子児童全体の18%。明倫小学校は男子児童が48人で男子児童全体の8%、そして、女子児童は46人で女子児童全体の8%。中学校では、東部中学校女子生徒は144人で女子生徒全体の75%となっております。

次に、携帯状況でございますが、鹿島小学校につきましては、100%の児童が「いつも携帯している」と。明倫小学校は、「いつも携帯している」が30%、「時々携帯している」が50%、「ほとんど携帯していない」が20%。東部中学校の女子生徒に関しましては、「いつも携帯している」が80%、「時々携帯している」が10%、「ほとんど携帯していない」が10%という内容でございます。この中で、「学校が所有しているが、児童や生徒に配付していない」という学校もございました。これは「必要に応じて配付するというふうにしている」、あるいは「保護者のお迎えがあるということで配付していない」などの回答がございました。

しかしながら、連れ去り事件は突発性のものもありますが、やはりこれは周到に計画が練られて実行されるケースもあり、決して油断はできないものと思われまます。

こうした中、先ほどの数字、状況を見てみますと、能古見小学校、古枝小学校、浜小学校、北鹿島小学校、七浦小学校、中学校では西部中学校、これだけの小・中学校の児童・生徒がまだ防犯ブザーを携帯していないということになります。

犯罪を未然に防ぐことが防犯であります。起きてからでは遅いんです。当市ではまだ表立った事件は起こっていないようですが、これだけ防犯意識が全国的に高まっている中で、先ほどの数字を見る限り、当市は危機管理が甘いのではないかと思います。当市でもこういうことはあってはならないと思いますが、1件連れ去り事件が起こったとすれば、先ほどの数字はほとんどが100%に近くなるだろうと思います。

当市が取り組んできた児童連れ去り等に関する防犯対策についてお伺いいたします。そして、防犯ブザーの必要性についてお伺いいたします。

第2点目です。これは小児科医療についてでございます。

我々が小学校、中学校ぐらいのときは、小児科医の専門の看板をよく見ていましたが、最近ではだんだん少なくなり、見かけることもなくなってきました。

確かに昔に比べ、子供の数も減り、病気も減り、幼児の死亡率が激減しているという状況でございます。小児科医が少なくなる背景には、こうした原因も上げられるだろうと思います。

しかし、他方では、新たな小児病も出てきているわけでございます。例えば、アトピー性湿疹や小児ぜんそく、アレルギー性疾患等は確実にふえてきております。ストレスによる小児神経症も無視できない部分もございます。ふだんは健康な子供であっても、いつ病気になるか、これはわかりません。夜中、あるいは休日に突然痛みを訴えたり、発熱したときは、やはり一番安心できるのは専門医のいる救急病院や、あるいはかかりつけの小児科医、あるいは小児病院に運ぶことであります。

しかし、小児科の先生が少なくなり、小児救急医療体制の整備が全国的な立ちおけているというような状況でございます。小児科医のいない救急病院では、大人の患者と一緒に治療を受けざるを得ないのが実情でございます。このような状況の背景が映し出されているのが、医大生1万3,000人へのアンケート調査であります。「小児科医になりたくない」医大生が70%に上っていると。現在30以上ある診療項目の中でも最も人気のない科目になっていると。また、小児科医を対象にしたアンケートでは、60%が「自分の子供に小児科医を継がせたくない」というふうな回答がありました。

このような傾向の背後には、少子化の影響で子供の数が減っていると。子供に対する医療費は大人、特に高齢者に比べて、医療費収入が少ない。小児科の治療には子供をなだめたり、治療の補助を行う人手にいろいろな、さまざまな手がかかるというような要因が影響しているわけでございます。このような状況は何も全国的なことを申し上げているわけではございません。当市もこのような状況下にあるのは事実でございます。

現に当市の小児科の先生は今現在4人いらっしゃいますが、そのうち2人の先生は高齢で、無理ができないような状況にあると。そして、今後、救急センターの勤務状況も日を追って過酷になっていくのではないかと懸念されます。

国の施策においては16年度から、臨床研修制度はすべての研修医が小児科を必須科目として、3カ月を目安とし、少なくとも1カ月以上の研修を行うといった方向で検討を進めていくような策、あるいは若手小児科の育成と、まだまださまざまな策が打ち出されていくようですが、今から先もまだまだ根深い問題として続いていくような気がいたします。

小さなお子さんを持つ親御さんの気持ちを察してみれば、非常に不安であろうと思います。このような中、当市が行われてきた小児医療に対しての対策をお伺いいたします。

第3点目ですが、現住所と行政区分についてお伺いいたします。

現在、現住所と行政区分が異なった場所がございます。これは以前から飛び地と言われていたような場所がございます。当市にも何カ所か、点在しているような状況でございます。

例えば、大字納富分といえ、これは明倫小学校区だと思われる方がほとんどだろうと思いますが、これが能古見小学校区であったり、あるいは浜小学校区であったりするわけでございます。不動産業やあるいは建築業に携わっている方々でも、これがどこに点在しているか、また住所を見ただけではわかりづらく、謄本や字図等でも確認しても、確認することは

困難であると言われておりました。専門家の方々が把握しにくい状況の中で、素人がわかるわけでもなく、また、そのような状況であっても我々、素人は疑う余地すらないということでございます。

もし例えばそこに家を建てようと思って、その土地を造成したり、あるいは家を建ててしまった後に、このような問題が起こった場合、これは取り返しのつかない問題になってくると思われまふ。これは多くの方が被害に遭うわけではございません。幾ら少数とはいえども、個々の問題としては非常に大きな問題になってくるわけでございます。現住所と行政区が異なるということで過去にも問題が起こっていると耳にしましたが、これからも起こるような気がいたします。

現住所が例えば、大字納富分であるならば、これは明倫小学校区にする、あるいは行政区が能古見小学校区であれば、大字山浦にするとか、現住所と行政区どちらかに一本化する必要があるのではないかと考えまふ。しかしながら、さまざまな壁があり、一本化するには非常に困難であろうと思ひます。この点につきましては、地主の方々と密接な話し合いの場を持ちながら、整備していただきたいと。そして 100%は、これは無理な話になると思ひます。とにかく少しでも一本化していただけるように努力していただきたいと思ひます。

質問というよりはちょっと要望という形になりましたが、まず、当市のこのような場所がどれぐらい当市に存在しているか、お伺ひいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

徳村議員さんにお答えいたします。

まず、最初の防犯対策について答弁いたします。

教育委員会では日ごろより、各地で発生する児童・生徒にかかわる事件や不審者、変質者の出没につきまして、新聞やテレビ、警察から等の情報収集を行ひまして、逐次学校に情報を通知いたしてありまして、学校で児童・生徒並びに保護者に注意をするような指導体制をとっております。

登下校の際におきます防犯対策といたしましては、集団での登下校を原則に指導をいたしてあります。この集団と申しますのは、2名以上でございます。

防犯ブザーの学校での保有状況でございますが、ほとんどが各地区の防犯協会等からの寄贈、一部学校で購入した防犯ブザーがございまして、小・中学校で合計 500程度の防犯ブザーを保有いたしてあります。

基本的には、希望者には貸し出すということにいたしてありまして、約6割、320個を貸与している状況であります。鹿島小学校、明倫小学校の先ほど申されました数につきまして

は、1年生に対応しているということになっております。この保有状況につきましては、全児童・生徒の約1割程度が防犯ブザーを携帯しているということになります。

貸し出しをしている理由が、少ないということで考えられますのは、学校と自宅が近距離にあつて必要がないとか、バレー、サッカー、野球など社会体育に加入していることにより、活動終了後に、保護者が学校に迎えに来るとかの理由、また、防犯ブザーを持つことが煩わしいとかなどの理由によるものと考えております。

防犯対策の取り組みといたしましては、車への引き込みや声かけなどを想定し、その場の対応につきまして、具体的な指導を行っている学校もありまして、日ごろより児童・生徒に注意を呼びかけております。

また、児童・生徒を犯罪から守る犯罪の発生を抑止する対策は、地域の方々の協力が不可欠でありまして、現在、鹿島市で「子供 110番の家」として、この家につきましては、家の外部に「子供 110番の家」とステッカーが張ってありますけど、鹿島市内で 218名の方々、世帯に協力、登録をさせていただいておりまして、今、児童・生徒が危険を感じたときとか、緊急の際には、駆け込んで助けを求めるなどの行動をとるように指導をいたしております。この子供 110番の家の制度につきましても、これから市民の皆様の御理解と御協力によりまして、登録世帯をふやす努力をしていきたいと考えております。

また、7月から取り組みを始めました「地域のおじさん、おばさん活動」を通じまして——この地域のおじさん、おばさん活動の内容ですけど、みずからがよいことは率先して行動をするとか、まず、子供たちに声をかける。そして、子供たちを事故や犯罪から守るなどの地域のおじさん、おばさんの活動がございます。この地域のおじさん、おばさんの活動としまして、防犯に対する協力の依頼、地域の環境の再点検、情報の提供や収集によりまして、児童・生徒に対する防犯対策につながっていければというふうに思っております。

ちなみに、この地域のおじさん、おばさんへの登録人員は、11月末現在で約 500人となっております。今後もこの活動に対しましての御理解と御協力をお願いしていきたいと思っております。

防犯ブザーの必要性、これは先ほどからあつていますように、緊急時に助けを求める手段、そして、犯罪を未然に防ぐ抑止力としての効果があるものと考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

徳村議員にお答えいたします。

2番目の小児科医の減少による当市の対策についてということですが、議員がおっしゃるとおり、この小児科の専門医の確保につきましては、全国的な緊急の問題となって

おります。

その中で、現在鹿島市が対応している部分についてと今後の対応につきまして、議員が言われたのと重複する分があるかも知れませんが、申し上げたいと思います。

現在、鹿島市は、たしか4小児科医院がございます。そのほかに急患センターというのがございますが、ここでも小児科を診ております。

急患センターでは毎月1回小児科ということで、従来までは小児科の先生を医大から派遣してもらっておりましたが、小児科は派遣できないということで、内科の専門医の先生で、小児科も診ていただくことができるということで、その方を派遣していただいております。

それで、現在、市がとっている対策といたしましては、急患センターの運営委員会というのがございます。この中で医師会との話し合い、それからそのほかに、先ほど言いましたように、市内の医師会との協議会があります。これは医師会としての当然の緊急な検討事項ということで取り上げてもらっております。その中で逐次協議を行っているところでございます。

それと今後の対策についてでございますが、一つは、今、徳村議員おっしゃいましたように、研修制度の中で1カ月から3カ月程度の専門研修期間を置くということになっているようでございます。

そのほかには、ITを活用した小児科以外の先生が小児科専門医の指導を受けながらすることができる、遠隔地の医療制度の整備ということもうたわれているようでございます。こちら辺の動向を見ながら、鹿島市といたしましても対応をいたしていきたいと思っております。

それから、どうしても小児科ということで、緊急性が当然あります。これにつきましては、前回の議会だったですかね、緊急医療体制整備事業ということで県が打ち出しておりますが、この中で市も一緒になって、南部医療機関ということで、これは佐賀県内でございますが、鹿島につきましては南部医療機関の中で、杵藤保健所管轄ということで、その中で対応するようにいたしています。

それで、もう少し具体的に申し上げますと、これは、まず、夜、子供さんがどうかあった場合には、まずかかりつけの先生に電話すると。そこでどうにもできないということであれば、消防本部に電話していただくと。それで、現在、対応していただく方をすぐお知らせするようなシステムになっておりますので、そこで対応をしていただくような、現在の時点では、システムづくりを行っているところであります。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

3点目の現住所と行政区分についてという点でお答えをいたします。

まず、通学区域の状況ですけれども、現在の通学区域は、通学区域の設定要綱という要綱によって定められております。それぞれの学区として指定してある地区の子供たちは、原則としてその学校に通う者というふうにされております。

一方で、住民基本台帳法にいう住民の住所、これはその者の生活の本拠地、これをいうものとされておまして、鹿島市においては、住所の届け出がなされたときに、その地番の土地が存在するかどうか、これをまず確認をいたしております。したがって、鹿島市におきましては、住所は土地の表示と不可分の関係にあります。

このことから、住所の表示が紛れもなくある一定のA地区という表示を示しておりながら、通学校はそのA地区のほとんどの児童・生徒が通う学校ではないというような例として、大字単位で申し上げまして、小・中学校のダブリ分を除きますと、実質で5カ所ございます。

もしこれを整理するとした場合、行政の地区割といたしましては、古くからの慣行とか、決まりごとに根差しておりますし、住所は、ただいま申し上げました土地の表示に深く関係をしているというようなことで、これらを変更することは大変難しいというふうに思っております。

そのほかには、議員御提案のとおり、通学区域を行政区域どおりに固定してしまうといった方法が考えられますけれども、この住所の表示をすところと子供の通学する学校が異なる場合は、単純にその通学校だけがほかの地区にあるというようなことではなくて、近所づき合いあたりの生活基盤、これの方がむしろ他地区とのつながりが深いというようなことが想定されます。

また、そういったことで、その飛び地あたりが、その部落のつき合いが別の地区というようなことになったことについても、これも申し上げましたように、過去に種々の経過があって、そうなったことが想定をされますので、これを無理やり整理していくということはむしろ現実的ではないのではないかとこのように考えております。

○議長（小池幸照君）

1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

2回目の質問に入らせていただきたいと思います。

第1点目の防犯対策についてですが、先ほどの御答弁の中に、まず希望に応じて貸し出すということを聞きましたが、まず私が先ほど申し上げたのは、危機管理が甘いのではないかとこのように私は言っておるわけでございます。これに対して、希望に応じて貸し出すというのちょっとしたいかなものかなという気がいたします。今後、希望に応じて貸し出すというよりは、やはり小学生及び中学生女子に対して、こういうものを持たせて徹底していく必要があるんじゃないかというふうな気がいたします。

そして、7月から地域のおじさん、おばさんの地域の活動ということで、先ほど御答弁の中でありましたが、その地域別の割合——要するにどの地域に、どれぐらいのおじさん、おばさんが活動されているのかということをお伺いいたします。

そして、第2点目は小児科医療についてです。

当市が行われてきた対策をお伺いしたわけですが、佐賀医大から1名来ていただいているというような状況でございましたが、今現在、この1名の先生は来ていらっしやらないというような状況でございしますが、これはどうしてこの先生が当市の方に来れなくなったかということをお伺いいたします。

そして、第3点目です。現住所と行政区分の部分についてです。

以前こういうふうな飛び地と、あるいはいろいろ行政区と小学校区、あるいは現住所との違いがあると。こういう場所の改善を試みたケースがあるのかどうか、お伺いいたします。

2回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

子供たちの安全対策ですけれども、いつ、どんなときも危険と隣り合わせというような昨今ということは、子供たちに限らないことでありまして、私どもも特に小・中学生の登下校につきましても、かねてから意を払っているところであります。

現状等につきましては、先ほど次長から申し上げましたとおりであります。例えば、子供110番にしましても、御指摘の防犯ブザーにいたしましても、設定はされていても、あるいは所有はされていても、子供たちに十分な周知徹底とか、活用について、学校間に幾らかの差異があることはもう私も認めております。

ただ、このあたりのでこ入れにつきましては、早急に、また確実に行ってまいりたいというふうに思っております。

したがって、例えば、防犯ブザーを公費ですべての子供に貸与するというようなことではなくて、必要な補充というものはもちろんいたしますけれども、現在、学校に所有をしている分をいかに有効に活用するか。必要がある子供、あるいは希望があるとかいうものも含めまして、有効活用の工夫をしていきたい。あるいは近くの民家が、その決まった110番の家じゃなくて、近くの民家のすべてが110番の家のような存在になっていただくとか、あるいは市内の大人すべてが地域のおじさん、おばさんの役割を担っていただくというような、やっぱり犯罪を未然に防ぐ機運とか、環境づくり、こういったものを一環として加えて、子供たちの、自分で危機管理をされるといいますか、そういう意識づけを含めまして浸透啓発を図っていききたいというふうに思っております。

後の地域のおじさん、おばさんの何ですか、地区の人数等につきましては、課長の方から

お答えをいたします。

以上です。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

徳村議員にお答えいたします。

地域のおじさん、おばさんの地区別の登録状況ということでございます。先ほど 500名というふうに申し上げました。地区別で申し上げますと、北鹿島地区が200名、鹿島地区が100名、そして、残りの能古見、古枝、浜、七浦地区がそれぞれ50名という登録状況でございます。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

徳村議員の2回目の質問にお答えいたします。

どうして来れなくなったのかということですが、医大の方でも小児科医の減少、不足ということがございます。

それで、これは医師会の方でも鋭意努力していただきましたですが、内科医の小児科の対応をできる人ということで、派遣をしていただくようになりました。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

3点目の改善を試みたケースがあるかというような御質問でございますが、1回目にお答えをいたしましたようなことから、抜本的な検討はしておりません。

ただ、考えられます改善の検討のケースといたしましては、一般的に言われます住居表示があろうと思われましても、これも部落間、地区間の長年の慣行とか、経緯、こういったものを改善する手段、結局、議員御指摘の不一致を改善するための手段、これにはなり得ないというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

防犯対策であります。私は鹿島市の防犯協会の会長もしておりますし、防犯協会の中でも確認をしておりますことは、まず、みずから守る。そしてまた、地域で守る。こういうことをうたい文句にこの活動をやっております。

その防犯協会の中で提案、提言をいたしまして、まず、通りや道々で子供たちと会ったら、大人の方から声かけ、あいさつをしようと、こういう運動から始めましょうということで、それに取りかかっております。

二、三週間前、NHKのテレビだったかと思いますが、防犯のことについて、例えば、家に防犯のいろんな装置をします。キーを精密なものにしてみたりいろいろあるわけですが、そこで、「大泥棒さん」という人が声だけ出演ということで出ておられましたが、そんなもんは少々個人で防御をしても、もう簡単に突破できるそうです。

ところが、その大泥棒さんの談によりますと、近所つき合いが頻繁なところとか、通りでよくお互いにあいさつばしよって親しげにしよるようなところ、こういうところにはもうやっぱりまず入れないと、こういうことを言っておられましたので、我が意を得たりの感もいたしましたが、やはりもう根本的に単純なようですが、やっぱり近所づき合いを頻繁にして、あいさつをお互いにしながら、そういう地域づくりというのが、結果的にはこの防犯対策にもつながっていくんだというふうに思いますので、そういうところからやってまいりたいというふうに思っております。

それから、この現住所と行政区分のことでありますが、実は合併協議の中で私も知りましたが、矢筈地区ですね。ここは太良矢筈と鹿島矢筈とありますが、全部多分鹿島の方の学校に来ているんじゃないですかね。

したがいまして、こういうものはやはり長い間の習慣を重視していい部分もあるんじゃないかと。あるいはまた、長い間の習慣があるということは、生活上の必然性とか、合理性がそこにあるからだというふうに思っておりますので、ガチガチに行政がそのあたりまで固めるということじゃなくて、若干ののりしろという部分もあってもいいんじゃないかと。特別何かどうしても困るという事例があったら、そのときにまた特別に、そのことに対症療法的に考えていくと、こういうことでいいじゃないかというふうに現時点では思っております。

○議長（小池幸照君）

以上で1番議員の質問を終わります。よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は、明11日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後1時39分 散会